

# 税務相談



## 個人事業等における必要経費

税理士法人ホサカ事務所  
所長 保坂 英夫

個人事業等の所得税確定申告の時期が近づいてきました。所得金額を計算する上で必要経費となるものを、注意事項や特例の取扱いを踏まえて確認してみましょう。

### 一、必要経費に算入できる金額

事業所得等の金額を計算する上で、必要経費に算入できる金額は、次の金額です。

- ① 総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額
- ② その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額

### 二、必要経費の算入時期

必要経費となる金額は、その年において債務の確定した金額です。したがって、その年に支払った場合でも、その年に債務の確定していないものはその年の必要経費になりません。

また、支払っていない場合でも、その年に債務が確定しているものはその年の必要経費になります。

### 三、必要経費に算入する場合の注意事項

- ① 個人の業務においては一つの支出が家事上と業務上の両方にかかわりがある費用（水道光熱費など）

となるものがあります。この家事関連費のうち必要経費になるのは、取引の記録などに基づいて、業務遂行上直接必要であった部分の金額に限られます。

- ② 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃などは必要経費になりません。  
また、受取った人は所得としては扱われません。
- ③ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与賃金（青色事業専従者給与は除きます。）は必要経費になりません。

### 四、必要経費に関する特例

所得税法上の特例として、生計を一にする配偶者その他の親族が第三者に支払った経費は、個人事業主の経費として認められています。例えば、妻が地代家賃の支払いや固定資産税等といった経費を第三者に支払っている場合、夫が営んでいる事業の必要経費になります。